

## 美術随想 (8)

## ウォーナー塔碑の建立 (その1)

大和文華館々長 石澤 正 男

法隆寺の南大門を入り、中門に向ってゆくとまもなく東西に通じる大通りがあります。それをお寺の寺務所の土壁にそって左折すると西大門に達します。西大門を出てから右手の土壁にそい石ころの多い坂道を200メートルほど登ると左手に小高い平地があり、その中央に花崗岩の玉垣に囲まれた基壇の上に2つの全く同形の花崗岩の五輪塔が並んでおります。向って右が鐺嶺塔で、左がウォーナー塔であります。このウォーナー塔は1958年6月9日、ウォーナー翁の祥月命日に関係者多数参列の下に

落慶供養が行われました。

五輪塔の傍にはそれぞれ細長い石碑が立っており、ウォーナー翁の場合には上段に“IN MEMORY OF LANGDON WARNER”を4段に彫り、その下に「ウォーナー塔」と縦に彫り、裏には「昭和33年6月9日修建」と彫ってあるだけであります。この供養会に参列した当時の米国ポストン美術館アジア美術部長富田幸次郎氏はウォーナー塔の傍に大乘木という松の一種を植樹されました。その後、富田氏はウォーナー塔をあのままにしておいては、塔を建てた由来

が月日が経つに従って人々の記憶から忘れ去られてしまうに違いない。是非、塔の傍に建立の由来を誌した碑を建ててもらいたいと希望しておられました。

それで数名の人々の努力と献金により、遂にそれが実現しましたので、次に私が富田先生に宛てた手紙によって、ことの経過その他を記録に留めておきたいと思うのです。

拝啓

御無沙汰いたしておる間に年の瀬も愈々押詰って参りましたが、御機嫌いかがお過しでいらっしゃいますか、お伺い致します。

さて、懸案となっておりますウォーナー翁の記念碑は予定より大分遅れましたが、漸く本月9日に建立されました。同封の写真で日・英両文が御判読できると存じます。

この記念碑建立には、坂内和夫(ばんないかずお)君が非常に熱心で、これは富田先生の念願であるから、是非実現したい。ついては小生に法隆寺側との交渉をお願いしたいと、たつての御依頼でしたので、小生も御趣旨には同感なので、お引き受け致しました。

法隆寺には早速参って住職の間中定泉師、副住職の大野可圓師に面会し計画を申しあげましたところ、お2人とも即座に賛成して下さいました。ただ場所が特別風致



晩年のウォーナー翁 (1953年12月ケンブリッジのウォーナー邸にて筆者撮影)

地区であり、文化財保護法と古都保存法の2つの法律による許可を受けずには石碑1つ建てる事ができず、その許可をとるにも日時を要しました。(中略)

次の問題は課税の点でした。宗教法人に対する寄付にも課税は免れ得ないことが、色々研究の結果、確定的となりました。それで苦心しましたが、先生のお力添えを得て、お寺側にも迷惑をかけずに落着いたしました。

次に全く思いがけぬ障害が起りました。それは他でもなく先生とも御同郷で個人的にも非常に御昵懇(じっこん)の間柄である考古学界の大長老、京大名誉教授のU博士の強い反対でした。はじめは石碑建立について協賛会を設けてはどうかという意見もあり、そのために小生はU博士訪問のため御都合をお伺いする電話をしたのですが、とにかく要件はといわれるので、電話で概略をお伝えしたのです。U博士が「それは反対だ」と答えられたのは全く意外でした。

(52.8.2. つづく)

ウォーナー塔(左)と鐺嶺塔(右) (法隆寺西院境外)

